裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成30年2月5日(月)午後2時30分~午後4時10分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 矢 野 直 邦 (東京地方裁判所立川支部刑事部判事)

裁判官 平 野 佑 子(東京地方裁判所立川支部刑事部判事)

裁判官 岩 見 貴 博(東京地方裁判所立川支部刑事部判事補)

検察官 上 野 暁 (東京地方検察庁立川支部公判担当副部長)

檢察官 上 本 哲 司 (東京地方檢察庁立川支部公判担当副部長)

検察官 田 村 太 郎 (東京地方検察庁立川支部公判部検事)

弁護士 竹 内 明 美(東京弁護士会所属)

弁護士 伊 藤 荘二郎 (東京弁護士会所属)

弁護士 高 橋 郁 子(第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者5名は、着席順に「1番,2番,3番,4番,6番」とそれぞれ表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、時間も参りましたので、これから平成30年2月の裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は司会を務めさせていただきます刑事3部の裁判官の矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。裁判員制度は平成21年から始まってもうすぐ9年が経過しようとしているところです。参加していただいた皆さんからは、良い経験になったなどというような感想を頂いているところですけれども、裁判員と裁判官が共働してより良い裁判をしていくという制度の目的を十分実現できているのかどうか、その前提として法廷で行われている裁判が、初めて裁判に参加する皆さんにとっても目で見て耳で聞いて分かりやすいようなものとなっているのかどう

かというと、我々の方でもまだまだ法曹三者としてレベルアップしていかなければいけないなというふうに日頃感じているところです。本日はこの立川支部で実際に裁判員を経験していただいた皆さんから経験者としての忌憚のない御意見を伺って、今後我々の方の裁判員裁判の運営に役立てていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日のメインテーマは、裁判員裁判の審理の分かりやすさについてとさせていただいております。法廷での裁判が分かりやすかったのかどうか、これまで裁判に加わったことがない皆さんにとっても、その内容を把握して、有罪であるか、有罪である場合にはどのような刑にしていくかについて皆さんなりの意見を持つことができたのかどうかという点です。まず最初に私の方から本日お越しいただいた5人の経験者の方について、皆さんが担当された事件がどのようなものであったかどうか、これを御紹介させていただきます。その上で皆さんからは、担当された事件の公判、法廷での裁判ですけれども、これについてのまず全体的な感想ですね。特に分かりやすさというような観点から、一言で言うと合格点を与えられるようなものだったかどうか、その辺りのところをお一人ずつお話しいただきたいと思っております。

それでは、順番に1番の経験者の方から。1番の方が担当された事件ですけれども、これは被告人が自宅で知人の男性と飲酒中に、この知人に対して殺意を抱いて鋭利な刃物で首を突き刺すなどしたけれども、殺害するには至らなかったという殺人未遂の事件と、それから覚せい剤の使用・所持に問われた事案だと聞いております。争点は、検察官が主張するように被告人が殺意を持って被害者の首を刃物で突き刺したのか、それとも被告人が述べるようにもみ合いの過程で刃物が刺さったにすぎないのか、これは言葉で言うと実行行為と殺意というふうな難しい言葉で言っておりますけど、その辺りの点と、それからもう一つ責任能力が争点になったと聞いております。裁判員として裁判所の方にお越しいただいた日数が選任の日を含めると全部で8日

間。そして判決の方では、最初の争点である被告人が行った犯行の内容や殺意の点については、被害者である知人男性の証言が基本的に信用できるので、被告人が被害者の首を刃物でわざと突き刺したというふうに認められて殺意を肯定できると、そして責任能力については完全責任能力、このように認定をして被告人を懲役7年の刑に処した事件だと聞いております。それではまず口火を切っていただく形になりますけれども、この事件の裁判を通じての全体的な感想を伺うことはできますかね。よろしくお願いいたします。

1番

この事件は、私ももちろん被告人の経験もないし被害者の経験も全くなく、全く知らない、分からないことなんですね。麻薬という、そういう事件ですので、全く分からなかったんです。分からない人が判断を下さなきゃいけないということなので、もうどうしていいか分からなかったです。それで、いろいろと皆様の意見を聞いたり、お医者様の意見を聞いたりして、やっとどうにか、どうにか、どうにか、だうにか、両方の意見を聞いて分かったつもりではいるんですけれども、私にとっては本当に難しい判断でした。だって麻薬なんてしたことないでしょう、皆さんだって。そのときの精神状態だって分からないんですよ。でも、それをみんなでみんなで話し合って決めたということですので大変でした。以上です。

司会者

いろいろ薬を使って被告人が今回の行為をしたのではないかというような話が恐らく出てきたんだろうと思いますけど、そういった話とかは1番の方にとっても初めてのことなので、なかなか把握するのは難しかったけれども、いろんな法廷での話を聞いたり、あるいは話し合ったりしていくうちに、少しずつ自分の考えを形成していくことができたんだと、そういうような御感想でよろしいですか。ありがとうございます。

それでは続いて2番の方が担当された事件について私の方から御紹介をす

ると、この事件は、被告人が駐輪中のバイクを盗もうとしたところ、その所 有者に見付かって捕まりそうになったので、持っていた工具で胸を突き刺す などしてけがを負わせたとして強盗致傷罪に問われた事案だと聞いておりま す。被告人がこのバイクをそもそも盗もうとしていたのか、それとも、盗も うとしていたのではなくて写真撮影をしようと触るなどしていただけなのか, 被告人が振るったという暴行に関して、被害者にけがをさせる意図が認めら れるのか、あるいはこの暴行が被害者の反抗を抑圧するに足りる暴行と言え るのかどうか、こういった辺りが争点とされていた事案です。また、この他 にも窃盗の事件が別に起訴されていて,これについても窃盗行為と言えるの かどうか、これは法廷の中では不法領得の意思というような言葉も出てきて いたようですけれども、そのような意思があったのかどうかという点が争わ れた事案だと聞いております。裁判員としてお越しいただいた日数が全部で 選任を入れて10日間で、判決の方では被告人のバイクの触り方や鍵が外さ れていたことなどから、被告人はバイクを盗もうとしていたんだという認定 がされ、また暴行のやり方等から強盗致傷罪に当たるという判断もされて、 それからバイク窃盗、窃盗罪の方も有罪と認められて、合わせて懲役6年6 か月という刑が言い渡されております。それでは2番の方から、この事件の 全体的な感想をお願いいたします。

2番

公判審理の分かりやすさに関して言うと、非常に分かりやすかったと思います。我々は全く素人なので、そもそも一般的に法廷で使われているような用語であったりとか、罪の内容ですとか、言い回しみたいなところは全く分からないんですけれども、一つ一つ休憩のたびに裁判官の方に御説明いただいて、非常に分かりやすく知識を蓄えながら公判に臨めたかなというふうに思っております。以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは続いて3番の方が加わられた事件ですけれども、3番の方が担当された事件は、被告人が不倫相手の女性を電気コードで首を絞めて殺害をしたとして殺人罪で起訴された事案です。被告人が被害者は殺害されることに同意していたとして同意殺人の成立を主張していたので、被害者が同意していたのかどうか、これが主たる争点になった事案だと聞いております。裁判員としてお越しいただいた日数が全部で8日間になって、判決では、被害者の生活状況や知人らとの連絡状況などから被害者は当時死を受け入れるような状況にはなっていなかったなどとして、殺害への同意はなかったと結論付けて、それから付随的な争点として自首というのがあったようですけれども、その自首の成立は認めた上で被告人を懲役15年に処した事件だと聞いております。それでは3番の方から、この事件についての全般的な感想をお願いいたします。

3番

2番の方が言われたとおりで、聞いたことない言葉がたくさん法廷の中で 飛び交っていたので、何のことだか分からないことがいっぱいあったんです けども、休憩時間にすごく丁寧に裁判官の方が説明してくださったので、こ ういう場合はこういう刑になる、こうじゃなかったらこういう刑になるとい うのも全部細かく教えてくださったので、その点ではすごく分かりやすかっ たと言えると思います。また、判断とかもいろいろあったんですけども、そ ういうのも全て裁判官の方がいろんな意見を全部引き出してくれて、皆さん でうまくまとめることができたんじゃないかなというふうに思っております。 以上です。

司会者

ありがとうございました。先ほど2番の方もおっしゃっていましたけれど も、法廷での裁判とそれから途中途中に裁判官の方からの説明もあって、そ ういったものを通じてそしゃくをしていったと、そのような形になるという ことですかね。

それでは続いて4番の方の担当された事件の方の紹介をさせていただきます。この事件は、被告人が路上を通行していた女性に対して暴行・脅迫を加えてわいせつ行為をしてけがをさせた、またその後、別の女性宅にも侵入してわいせつ行為をしようとしてけがをさせたとして2件の強制わいせつ致傷罪に問われたという事件で、この二つの事件の成立には争いはなくて、専ら量刑ですね、被告人にどういう刑を科すのかが問題になった事件でした。裁判員としてお越しいただいたのが選任手続を入れて全部で5日間ですね。そして判決の方では、検察官が懲役5年を求刑していた事件ですけれども、判決としては懲役3年6か月を言い渡した事件になります。それではこの事件について全般的な感想を伺えますか。

4番

最初この事件の内容を見たときには、どういうふうに弁護するのかなというぐらいに思った事件だったんですけども、実際に聞いてみると被告人の方にもいろいろな事情があったりとかで、最初の字だけで見たときとは違って、それをいろいろ聞いていると、なるほどじゃないですけど、そうなんだみたいなところもあって。あとは2番、3番の方が言われたように、内容的にはすごく分かりやすかったし、全然素人の私でしたけれども、ちゃんと説明していただいたのがとても分かりやすく、意見もとても言いやすかったです。以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは5番の方は本日御欠席になりますので、 最後6番の方ですね。6番の方が担当された事件は、被告人が共犯者と7件 の路上強盗致傷の事件、それから1件の傷害事件を犯したとして起訴された 事件で、争点は7件あった強盗致傷のうちの一部、これは3件でしたけれど も、これらについて被告人に強盗の故意があったかどうか、この点が争点に なっていた事件です。裁判員としてお越しいただいた日数が選任手続を入れて9日間ですね。そして判決の方では、強盗の故意が争われた3件のうち1件については、被告人に強盗の故意があったと見るには疑問が残るとして強盗致傷罪の成立は認めないで傷害罪の成立を認めて、結局6件の強盗致傷罪と2件の傷害罪が成立することを前提に、量刑としては懲役8年6か月という刑を選択した事件になります。それでは6番の方から、この事件の全般的な感想をお願いします。

6番

裁判のことが私に理解できるか不安だったんですけど、資料もすごく分かりやすくて、休憩のときに裁判官の方がいろいろ言ってくださったりして、ちゃんと分かりやすく自分でも納得ができたのと、あと1日とか2日とか日が空いても、資料を見ながらお話をしてから行ったりとかしていただいたので分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございます。それでは、ここからは多少細かくはなるんですけれども、それぞれの法廷における裁判の手続の流れに沿って感想を一つずつ伺っていきたいと思っております。まず法廷での裁判は、裁判の初日に検察官が起訴状という書面を読み上げて、被告人の方で争点があるかどうかをまず明らかにする。それが終わった後に、検察官と弁護人それぞれが証拠によってこれから証明していく内容をそれぞれ述べる、プレゼンテーションを行っていくというような冒頭陳述という手続があったと思います。まずはこの冒頭陳述について検察官と弁護人のお互いの冒頭陳述の内容、あるいはそれを前提とした争点が分かったかどうかを伺いたいと思いますが、いかがですか。

1番

弁護人とか検察官の言ってることはよく分かりました。細かく丁寧に言っ

ておりましたので分かりました。私は分かったつもりですけれども。

司会者

先ほど、初めて聞く言葉とかがたくさん出てきたので、その辺りをそしゃくして理解していくのに最初の辺りは難しかったというような御感想も述べられているんですけれども、初めの頃で何か分かりづらかった面とか、お互いの話とかで何か分かりにくかった辺りとか、もし記憶されているところがあったら御紹介いただきたいんですけれども、どうですか。

1番

証人というんですか、先生がいろんなことを説明してくださったんですね。 そのことではちょっと分からない言葉がたくさん出てきたんですけれども、 弁護人と検察官の言っていることは分かりました。

司会者

1番の方が担当された事件だと恐らくお医者さん、精神科医の方とかも出てきて話をされたんですけど、その辺りが少し難しかったかなと、そういう御感想ですか。

1番

はい。

司会者

検察官と弁護人の方で最初に述べた内容は、特に理解に難しさとかそういったところを感じたところはあまりなかったということでよろしいですか。

1番

はい。

司会者

分かりました。2番の方は、いかがですか。

2番

冒頭陳述に関しては、分かりやすかったというか理解はできましたという

イメージです。裁判が始まった段階なので、自分が何を理解して何をインプットすればいいのかというところまではちょっと落とし込みができていなかったので、書かれている内容を理解し、そしゃくする手前のところまで持ってくることはできました。ただ、自分自身緊張もしていましたし、入れておく情報、何が重要なのかというところも明確になっていなかったので、とりあえず頑張って理解した感じです。以上です。

司会者

ありがとうございます。それでは同じ質問なんですけれども、3番の方が 参加された事件について冒頭陳述というものが行われたかと思いますけれど も、この辺りいかがでしたかね。

3番

資料が紙であったので、それを見ながら検察官と弁護人の話を聞いたので、 言っていることはちゃんと理解することができました。ただ、それを聞いて どうするかは同じように分からなかったので、話の内容としては分かりやす かったですし、資料もあったので自分なりにメモを取ったりとかということ もできたので、その点では分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございます。4番の方は、この点いかがですか。

4番

特に内容的には難しい事件ではなかったので、言っている内容とかは分かりにくいとか難しいとかということはそんなにはなかったと思います。

司会者

6番の方はいかがですか。6番の方が担当された事件とかは、事件の数は たしかたくさんあった事件ですので、その辺りも含めて最初の冒頭陳述とい うような手続になりますけれども、この辺りでの理解の点についてはいかが ですか。

6番

資料が見やすかったので、事件はたくさんあったんですけど、分かりやすかったと思います。時間とかもちゃんと書いてあったので分かりやすかったです。

司会者

今,皆さんから伺った御感想だと、大体この冒頭陳述は、書面とかもあったりしたので頭には入ってきて、中身の方は分かったということですかね。ただ、2番の方や3番の方のところで付け加えられていた、それを聞いて自分たちがどうしたらいいのかとか、その辺りがまだ御自身の方では整理できていない部分もあったということになるんですかね。この辺り、もう少しこのような内容があらかじめ分かっていれば良かったなとか、そういったところで何か参考になるものがあれば伺わせていただければと思うんですけれども。

2番

恐らく皆さん素人の状態で入ってきますので、争点のこの部分とかどこの部分に気を使ってくださいみたいなことを事前に言われても多分対応し切れないのかなと思っています。結果としては、公判が始まって休憩時間にお話しするたびにフォローしていただいていますので、そういう不安はあるかもしれないけれども後々大丈夫ですよぐらいの一言があれば、それで十分なのかなというふうに思います。以上です。

司会者

3番の方から何かございますか。

3番

最初に殺人事件だと思って法廷に入って、嘱託殺人ということを弁護人の 方が言われて、殺人事件と嘱託殺人って何が違うのかというのが分からなか ったので、戻ってからすぐ裁判官の方がこう違うというふうには説明してく れたんですけども、最初からちょっと戸惑いは、びっくりしたというのがあったので、弁護人がそういう形で言われてたのでちょっとびっくりして、殺人じゃないんだと思いながら、どういうことが違うんだろうというのは少し法廷で思ったんですけども、それもちゃんと後で説明されてたので、そういうちょっとびっくりするようなことがあると、どぎまぎするなというのは思いましたけども。以上です。

司会者

今のは、3番の方は殺人というようなびっくりする言葉もあったりしたところもあって、法廷の方では理解することが難しかったところも残ったんだと。ただ、その辺りは後になって裁判官の方からの説明があって、それで理解することができたという形になるんですかね。

3番

はい, そうです。

司会者

この冒頭陳述の点について、検察官の方ではいかがですか。

上野検察官

特にございません。

司会者

よろしいですか。弁護士会の方ではどうですか。

竹内弁護士

では1点だけ。弁護士会の竹内と申します。本日はお忙しい中ありがとう ございます。1番の方にお伺いしたいんですけれども、当日配布された資料 を見ますと、弁護人の配布した冒頭陳述の書面が結構ボリュームがあるよう なんですけど、法廷でパワーポイントか何かで示されたんですか。画面に示 されたのか、書面で配られたのかがちょっと分からなくて。

1番

書面でしたね。

司会者

皆さんの方にも一つ一つ書面も来て、画面で映しますよね。その他に何か ハンドアウトというか、書面でも配られたかどうかとかで記憶はされていま すか。

1番

多分書面だけだったと思います。

司会者

書面だけですか。

竹内弁護士

特に何か情報量が多過ぎるとかいうふうには思わなかったですか。いきなり冒頭であんな量を理解するのは大変かなと率直に第三者として思ったんですけど、そこら辺の感想を伺えれば。

1番

大変でした。非常に大変でした。回転を速くしなきゃ分からないほど大変 でしたけれども。

竹内弁護士

大変な思いをして努力されたということですかね。ありがとうございます。

1番

みんなで一生懸命理解するようにしました。

竹内弁護士

ありがとうございます。

岩見裁判官

ちょっと今の補足で。

司会者

はい, どうぞ。

岩見裁判官

刑事1部の裁判官です。経験者の1番の方の事件は私も担当したんですけれども、今の弁護人の冒頭陳述のところはパワーポイントを使用して説明していただいたということをちょっと補足させていただきます。

司会者

では、今度は裁判の手続がまた進んでいくことにはなりまして、冒頭陳述を検察官と弁護人が行った後に、いよいよ証拠調べというのに入っていって、証拠書類であるとか、あるいは証人に対する尋問、あるいは被告人に対する質問というのを行っていく手続がどの事件でもあっただろうと思います。今度は、この証拠調べについての御感想を皆さんに一通り伺っていきたいと思います。皆さんの参加された事件でこの証拠の取調べは理解しづらかったとか、何のためにやっているのか分からなかったとかいうような部分があった場合には、その内容を御紹介ください。

1番

もう2年前のことですので分からないんですけど。

司会者

先ほど一番最初の御感想で、お医者さんですかね。その辺りのお話とかが難しいというようなやりとりがあったので、まさにそれが当たるのかなと思うんですが。そこが難しかったですか。

1番

そうです。難しかったです。

司会者

その辺り、やはり法廷で聞いていて難しいというふうに感じた内容を、ど ういうふうにして最終的に1番の方はそしゃくしていったか、この辺りも。

1番

休廷がありますよね。そのときにみんなで話し合って、いろいろと教えて

いただいたり,これはこういう意味なんですねということを,その書類がご ざいますので,一生懸命みんなで考えたような記憶がございます。

司会者

やはりそのときに配られた書類であるとか、あるいは他の人たちが聞いた 内容をまた確認したりする、あるいは裁判官の方でも質問があったら答えた りする、そういった法廷を出て評議室に戻った後のやりとりも加えて何とか 理解していったと。

1番

はい。あれは絶対に必要ですね。その場ではとても理解できなかったんで すけれども、後で裁判官とかいろんな方がお話しになって分かったようなこ とです。

司会者

証人尋問以外のいろいろな証拠書類、これは多くは検察官の方が画面に映 し出したり、あるいは読み上げたりするものがあったかとは思うんですけど、 そういったもので何か内容を把握するのに難しかったものがあったとかいう のはなかったですかね。

1番

写真では血の付いた布団とかそういうのを見せてもらったような記憶がご ざいます。

司会者

今のは特に写真で見て中身が分かったということでよろしいですかね。同 じ質問を2番の方に伺っていきます。

2番

一つ一つの証拠書類や証人尋問に関しては非常に分かりやすかったです。 ただ、大きく二つの事件をやるんですけれども、時系列で物事が進んでいき、 その中で例えば警察の方々のそれぞれの動きであったりとか、どこから何が 見えるのかであったりとか、地図を見ながらどの地点でというところをすごく分かりやすく表示してくれてはいるんですけれども、頭の中で、起こっていることと、そのときに他の人たちはどこにいたのかとか、そういうところに意識を巡らせなければいけないのは、非常に頭の回転をぶん回さないと難しい状況でした。また、順番に証人であったりとか証拠書類が出てきますので、後の方で出てきた証拠書類の内容を知っていれば、その前にあった証人尋問とかでこういう質問ができたのにとかという思いは何度かありました。難しいのは理解できるんですけども、これを先に知っていればみたいなのは少し感じました。以上です。

司会者

それでは3番の方はいかがですか。

3番

検察官も証拠の書類とかもすごく分かりやすくて理解はできたんですけども、1個、皆さんでいろんな話をしている中でこの点が不思議だねと言っている部分が、どうも弁護人も検察官も不思議に思わなかったようで、証拠として何も答えが出なかった部分が1個あったので、それが何か同じように、前からそこの部分が証人尋問とかそういうので答えが出てこないんであれば、別の方に聞けたのにというようなところもあったので。そんなに判決を考えるのにそこまで重要なことでは確かになかったんですけども、疑問が残ったまま終わったので、そこがちょっと気にはなりました。でも、それ以外はすごく証拠も分かりやすかったですし、きちっと分かるように書類でまとめてくださっていたので。あと、映像とかそういうものも使って分かりやすく説明していただいたので大丈夫でした。以上です。

司会者

今のは、最終的な判断をするには必要不可欠ではなかったんだけれども、 法廷で証拠とかを聞いていくうちに、ちょっとこの部分引っ掛かるなみたい な,そういうところがあったということなんですかね。それでは4番の方は, この辺りの証拠調べはいかがですかね。

4番

特に難しいということはなかったです。防犯ビデオの映像というのを見た んですけども、周りが暗かったのもあって、その防犯ビデオの映像というの は見ても、2人で1個のモニターを見てたのでちょっと遠目だったのもある んですが、あんまり分からなかったかなというのもありました。

司会者

6番の方、この辺りいかがですか。

6番

多分事件が多かったから証拠が次から次へと出てきて、少しテンポが早かったかなとは思うんですけど、でも理解できないほどではなかったですし、 地図が私はあまり得意ではないんですけど、何か写真をいろんな角度から撮っていただいていたので分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございました。それでは、この証拠調べに関して検察官・弁護士、それから裁判官の方から何か質問とかありますかね。検察官いかがですか。

上野検察官

1点よろしいでしょうか。検察官の上野と申します。今日は貴重な御意見、また、ふだん我々が直接裁判員の皆様からお聞きすることができないような御意見も伺うことができて、本当にありがとうございます。証拠調べに関して分かりやすかったかどうかというようなことをテーマでいろいろと御意見を頂いているところですけども、実際に法廷では、証人尋問や被告人質問の場面では、検察官や弁護人が質問するだけではなくて、実際に皆さんが御経験されたかどうかはともかくとして、裁判員の皆様にも質問をしていただく

機会というのがあったかと思います。私は皆さんの裁判を見ていないのであれですが、大体私が過去に聞いた裁判員でも、皆さんお上手に分かりやすく御質問されていたかなというふうに思っているわけですけども。他方この質問というのは法律とか規則でルールというものがあります。こういう聞き方をしてはいけないとかですね。その辺のところについて皆さんは、そのルールというものをどの程度意識されて御質問をされていたのか。あるいは、ルールをあらかじめ知っていたという方は少ないと思いますが、そのルールを仮に理解してされていたのであれば、どういうふうな形でそのルールというものを知ったか。その辺のところをもしお話しいただける方がいらっしゃったらお願いしたいと思います。

司会者

まず実際に質問された方、もしいらっしゃれば。4番の方と2番の方ですね。2番の方、4番の方、今まずルールについて何か意識できたかどうか、あるいはどういう方法でそういったルールを知らされたのかということでしたけれども、その辺りお答えいただけますかね。

2番

質問の前には必ず裁判官の方とお話をしていて、その際に、基本的にはこういう質問をしてくださいと皆様におっしゃられたりとか、裁判官の方が御質問されたりするんですけれども、自分で質問をしてもいいですよと言われたときに、こういう内容を質問しますと事前に言っておいて、それに対してベストな聞き方みたいなところを周知していただいた形になるので、ルールを最初は知らないですけれども、全然問題なくできたかなというふうに思っています。以上です。

司会者

4番の方はいかがですか。

4番

休憩で裏に行ったときに、何か質問ありますかということで、裁判長の方にこれはどういうことですかと聞いたら、それは直接聞いてくださいと言われて、その質問の仕方でいいんで聞いてくださいと言われたので、そのままを法廷で質問したんですけども、それでちゃんと答えてもくれたんで、その点では事前に裏で話をできたので別に迷いなどはありませんでした。

上野検察官

ありがとうございました。

司会者

他に質問はありますか。

竹内弁護士

弁護士会の竹内です。ちょっと3番の方にお伺いしたいんですけれども、私この事件たまたま初日傍聴してまして、LINEのやりとりが結構大量にある事件だったと思うんですが、今そういう事件が多いのもありまして、LINEのやりとりを証拠で見せられる方法、あれが率直に言って分かりやすかったか、それとも結局戻って見ないとなかなか頭に入らなかったかとか、そういうところを伺えればと思うんですが。

3番

確かに大量のLINEのやりとりで、法廷では検察官の方が役に分かれて 読み上げていただいていました。一応画面も出ていましたし、それで読み上 げていただいてたんですけども、その場では流して聞いてるような状態でし た。後からまたこういう証拠でということでLINEのそのやりとりが出て きたときに、書類として頂いて見ることができたので、探しながらですけど も。確かにあれは大量で、ずっとただやりとりを聞いてる方としてはちょっ と苦痛でしたが、でも大事なところもたくさんあったので、一応耳に入って たので、そういえば前回こういう話をしてたからこういうふうにつながるん じゃないかというような話もできたので、一通り全部読んでいただいたのは 良かったかなというふうに思います。以上です。

竹内弁護士

ありがとうございます。

司会者

今,後でというのは、実際にその読み上げたものと同じものの一部か何か を,評議室に戻って実際に見せてもらったり配ってもらったりしたと。それ をしながら理解したんだという、そういう趣旨でよろしいですか。

3番

はい。

司会者

証拠調べが行われた後、今度は、法廷での裁判の締めくくりになりますけれども、検察官それから弁護人の方が証拠調べを踏まえた意見をそれぞれ述べ合う、論告と弁論という手続があるんですね。これについて内容が分かりやすかったかどうか、述べている内容に賛同できるかどうかというところはともかくとして、検察官と弁護人がそれぞれ述べていた意見が法廷で理解できたのかどうか、その辺りお伺いしていきたいと思います。

1番

ゆっくり話していただけたので、それなりに理解したつもりです。弁護士 さんからも検察官からもお話を最終的に聞きまして、その後にもちろん休廷 があって、そのことをみんなで話し合ったんですけれども。はい、分かりま した。

司会者

その辺り御自身の方でも、1番の方の入った事件も、先ほど私の方から御紹介した、被告人がどんなふうな犯行をやったのか、あるいはそれから責任能力というようなところが二つ大きな争点になっていて、それについて1番の方なりの御意見を法廷で聞いていて築き上げることができたかどうか、そ

れの参考になったかどうかという趣旨ですけれども、それはかなり参考になりましたか。

1番

はい、なりました。でも、まだ迷いがあったのは、全く経験したことのない事件ですので非常に悩みました。

司会者

ありがとうございます。では2番の方,この論告・弁論といった手続の辺りについての御感想をお願いいたします。

2番

検察官の方の主張に関しては、冒頭陳述と同じようなレイアウトというか 資料を基に、ここはこうだからこう思いますというところは非常に分かりや すかったと思います。一方で弁護人の方なんですけれども、どうしてもこの 被告人の方が悪いというか、ちょっと動かしようがないようなところがあっ たので、どうしても弁護側の意見として若干無理があるような主張に聞こえ てしまう形になっていて、それを分かりやすくはあるんだけれども理解はし づらいというところはありました。致し方ないのかなとは思うんですけれど も。以上です。

司会者

3番の方はいかがですか。

3番

検察官も弁護人もきちんと書類も作っていただいていたので、言われていることはすごく分かりやすかったです。そういう意見なんだと思いながら聞いていたのを今ちょっと資料を見ながら思い出しましたけど、そういう見方もあるななんて思いながら、資料と話と聞いてそういう感じで理解することができました。以上です。

司会者

4番の方、この辺りはいかがですかね。

4番

私も特に分かりにくかったということはなかったです。何かささいなことでちょっとした疑問なんかあった場合には、休憩のときとかにお隣の人と話したりとか裁判官の人にちょっと聞いたりみたいなこともあったので、特になかったと思います。

司会者

6番の方はいかがですか。

6番

そこが争点だというところが分かっていたので, どちらのお話も資料を見ながらすごく分かりやすかったです。

司会者

この辺りはかなり双方の意見の内容というのは分かりやすかったというふうに伺ってよろしいんですかね。皆さんの経験された事件の中では、法律の概念というんですかね、責任能力であるとか、2番の方は判決を見ると不法領得の意思という言葉が使われていたり、あるいは2番の方、6番の方の事件では反抗を抑圧というような概念も問題になっていたようにも思われるんですけれども、その辺りの理解で難しいなというふうに思った点があったかどうか、この辺はいかがですかね。

2番

今おっしゃられたような内容に関しては都度説明も頂きましたし、特に分かりにくいということはなかったです。

司会者

今の説明というのは、法廷での当事者からの説明なのか、それとも評議室 での裁判官の方からの説明なのか、その辺りはいかがですか。

2番

裁判官の方々からの説明が分かりやすかったです。

司会者

1番の方の場合は責任能力,あるいは3番の方も自首というようなところもちょっと法律的な言葉になるんですけれども,理解するのが難しかったり,あるいはどのようにして把握していったかという辺り御紹介いただけたらと思うんですけれども。

1番

精神科の先生が細かく教えてくださいましたので、それで、ああ、そうなんだということで理解するようにしました。

司会者

責任能力の問題とかは、法廷で行われたお医者さんの話とかというのを振 り返りながら、それで理解していくようにしたということですかね。

1番

はい。

司会者

3番の方は何か御紹介していただけるものはありますか。

3 番

先ほどの自首については、全て終わった後に評議室の方で裁判官の方が、 どういう条件なら自首が成立するのか、それに今回の件が当てはまるのかと いうことをきちっと説明していただいたので、そこで理解することができま したし、そういう法律上の関係でこういうふうに決まっているんだというの も分かったので、そこでみんなで判断することができました。以上です。

司会者

この論告・弁論のところでは、検察官が、この事件で有罪になった場合に 科すべき具体的な刑、これを求刑という言い方を我々の方でもしてるんです けれども、述べたり、あるいは弁護人も、事件によっては被告人に科される べき刑として具体的な刑期を述べたりすることがあるんですけれども、その辺りの意見が参考になったかどうか。あるいは、どうして検察官あるいは弁護人がそういう刑を求めているのかというところが理解できたかどうか、説得力のある意見だったかどうかですね。その辺りはどういうふうに皆さん感じられましたかね。特に4番の方は量刑が主として問題になっていた事件だったので、最終的に刑を決めていくに当たっての刑期についての当事者の意見が、最後の論告・弁論という手続の中で参考になったかどうか、この辺りはいかがですか。

4番

今までの事件でこういう事件だったら刑はこれぐらいだったとかというの を細かく説明していただいたりとか、グラフで大体これぐらいが多いとかと いうのの例とかも挙げてくださったりしたので、大体それで決められたとい うか分かりましたね。

司会者

他の方で刑についての意見、その分かりやすさとか、どうしてこういうような刑期を双方が求めているのかというところが理解できたのかどうか、この辺りで何か感想とか伺えたらと思うんですけれども、どなたかいらっしゃいますか。6番の方の事件では、検察官が論告のところでグラフとかを出していましたか。

6番

あったと思います。

司会者

その辺り,何か御自身で参考になったかどうかとか,これはいかがですかね。

6番

どのぐらいの事件を犯したらどのぐらいの刑になるのかというのが全然分

からなかったので、そういう資料とかを見て初めてそういう感じなのかなと は思ったんですけど、検察官の方と弁護人の方の求刑の開きが結構あるんだ なと驚きました。

司会者

論告・弁論について、検察官あるいは弁護士会の方から御質問とかあれば 伺っていきます。

上野検察官

検察官の上野でございます。検察官がやるのは論告、そして求刑でございますが、検察官は必ず資料を用意して、それを基に口頭でも御説明をするわけですけども、検察官としては皆さんにお伝えしたい情報というのがものすごくたくさんございます。他方で資料というのは見て分かりやすいということを第一に考えているところがあって、やはり資料に書いていないことを口頭で説明するということがかなりあるということになります。そうすると、どうしてもお手元にある資料と耳から入ってくる情報が若干、中身が食い違うことはないんですが、情報量としては食い違うことがあります。皆さんの経験された裁判では、目で見た資料の情報とそれから耳で聞いた情報のバランスというんですかね。この辺どんなふうにお感じになったか、お聞かせいただければと思います。

司会者

これは一通り皆さんに伺っていく形でよろしいですかね。恐らくペーパーの方でも配られるし、それからその場で検察官が読み上げたりもしてると思うんですけれども、どちらを中心に関心を寄せていたかというところで伺っていけばよろしいですか。

上野検察官

お願いします。

司会者

この辺りいかがですか。1番の方。

1番

法廷で被告人が自分の言葉で言うことに驚きました。見たことのないような場面が、テレビと同じようにあるわけですよね。それで、言ったことに対して、じんと受け止めて聞きました。

司会者

被告人が話した内容とか、そういった証拠の取調べのときに行われたものは、1番の方はそれをずっと御覧になって関心を持たれていたという、そういうことですよね。

1番

はい。

司会者

その他にも法廷の締めくくりのところで、被告人の話であるとか、1番の方の場合は被害者の話とか、そういったものを踏まえて、最後に検察官がこの事件の争点について検察官としてはこう考えるというものを、紙を配りながら説明をすると思うんですけれども、このときに1番の方はどういうふうにそれを聞いていらっしゃったのか、検察官が口頭で述べる内容に意識して聞いていらっしゃったのか、それとも配る紙を目で追うような形でされていたのか、この辺りはどうですか。

1番

目で追うような形でしたけども、それと同時に見ていました。聞いている というんですか。話すことを聞いておりました。両方。

司会者

両方ということですね。

1番

はい。

司会者

分かりました。ありがとうございます。2番の方はいかがですか。

2番

最初に紙を自分の中でざっと見た上で御説明を聞いていました。頭の中にあったのは、かなり検察官の方は御説明が端的で分かりやすく、言ってることも資料とそんなにボリュームが変わらないような形だったので、そこに関してはスムーズに入ってきました。ただ、右下に求刑とあったんですけれども、求刑がそもそも妥当なのかそうじゃないのかというのが分からないので、何年と書かれていることに対して、何年なんだというのがずっと頭の中で回っていて、このぐらいなのかなというのはすごく回っていました。説明とかはすごく分かりやすかったので、資料をばっと見た上で説明を聞きながら反すうした感じです。以上です。

司会者

求刑の辺りのところは説明は分かりやすかったんだけれども、説明を受けて、どうして求刑としての年数がこうなるのかというところは、その段階ではしっくりこなかったという、そういう趣旨ですかね。

2番

はい。

司会者

3番の方はいかがですか。

3番

検察官の論告はすごく分かりやすかったですし、ボリュームも資料と聞きながらでそんなにいっぱいあったという印象は今のところないです。求刑の年数に関して、やはり同じようにグラフを出して、こういう事案なのでこれぐらいが妥当ですというような説明もあったので、それぐらいなんだろうなという感じでその場では納得できました。

司会者

4番の方いかがですか。

4番

事件が強制わいせつの事件だったんで、紙面で見ると結構具体的にいろいると書いてあったんですけども、検察官が女性の方でしたので、割と聞いていてもそれがすんなり聞けたといいますか、聞きやすく聞けました。

司会者

書面で書いてあることと実際に口頭で述べていることとの何かギャップとか、口頭の方が情報量としては多い場合もあるんですけれども、それに何か違和感とかは感じなかったということでいいですか。

4番

はい。

司会者

6番の方いかがですか。

6番

私は、たしか聞きながらメモもしていたので、でも自分なりのただのメモ 書きなんで、ばあっと書いていたので、資料は大事なところを書いていただ いたので、後で見たときに何となくすごくつながって、両方とも入ってきた かなと思います。

上野検察官

どうもありがとうございました。

司会者

よろしいですか。弁護士会の方からはありますか。

竹内弁護士

弁護士会の竹内です。一応,弁護士会では弁論とかで口頭で伝えるための 技術について今訓練を積んだりしているところなんですが,皆様の事件の中 で、弁護人側のプレゼンテーションの方法ですとか、ペーパーの分かりやす さの観点で、何か御指摘等があれば伺えればと思うんですが。よろしくお願いします。

司会者

これも一通り、特にその事件の弁護人の方でのプレゼンテーションの方で何か気付いた点とか、こういうふうにしたらいいんじゃないかなというふうに思った点とか、もしあれば述べていただきたいんですけれどもいかがですか。

1番

ございません。

司会者

2番の方はいかがですか。

2番

検察側の方がA3,1枚で視覚的に分かりやすかったんですけれども,弁 護人の方はワードで普通に横書きで書いてあるものなので,キーワードだけ 並べてあるような感じでしたので,そこは分かりづらいなと正直思いました。

司会者

3番の方。

3番

検察官の資料に比べて弁護人の資料がすごく何かあっさりしてたので、ちょっと、何というんですかね、もう少し分かりやすくまとめていただきたかったなというところはありました。あとちょっとプレゼンテーションぽくて、あんまり好きではなかったです。

司会者

4番の方はいかがですか。

4番

ないです。

司会者

6番の方はどうですか。

6番

どっちも分かりやすかったので特にないです。

司会者

今の3番の方の最後のプレゼンテーションぽくてというところは、どんな ところが感じられたのか、もう少し、もし可能でしたら。

3番

それこそテレビで見る法廷ドラマみたいな感じの弁護人だったので、私は 普通にもう少し淡々とやってほしかったなと。ちょっとドラマチックな感じ で、内容が内容だったのでそういうふうに訴えたかったんだろうなというの は分かるんですけども、私はちょっと苦手でした。すいません。

(休憩)

司会者

休憩の後は裁判所での評議,あるいは全体的な感想についてお伺いしていきたいと思います。評議の方は、内容面は評議の秘密の関係もありますので、全体的な雰囲気、言いたいことが言えたかどうかとか、その辺りいかがでしょうか。

1番

体廷が入ったときに、6人プラス2人の8人、プラス3人で言いたいこと は言えました。いろんな意見が出ましたけども、言えました。

司会者

その辺りの雰囲気とかそういったところも特に問題は感じなかったという ことでよろしいですかね。

1番

はい。

司会者

2番の方、この辺りはいかがですか。

2番

評議に関しては非常に話しやすい雰囲気で、うまく意見が言えたかなというふうに思います。公判の方では日々何が起こったかを把握して頭の中で仮説を立てていたんですけれども、評議することによって皆さんから意見を聞いて補完をしていくような感じでストーリーがきちんと出来上がったかなというふうに思いました。以上です。

司会者

3番の方はいかがですか。

3番

すごく話しやすいように、意見を出しやすいように裁判官の方がしてくださったので、すごく本音で皆さんいろんな話ができてたんじゃないかなというふうに思います。今回は殺人事件だったので、どうしても被害者の方に気持ちが行きがちだったんですけども、そこをうまく裁判官の方が修正してくださって、皆さんでいろいろ意見を言いながらまとめることができたんじゃないかなというふうに思っております。

司会者

4番の方はいかがですか。

4番

意見は言いやすかったんですけど、私が思ったのは、補充を含めて8人の 方の情報が全くないままでの話だったんで、だんだん日を重ねるごとにいろ いろ、子供幾つですかとか、後から、ちょっと帰りに最後の日に食事して帰 ったりしたんですけども、職業を聞いて、こういう職業だったからこういう 意見だったというのが後から分かったりしたんですね。例えば子供がいる人 の意見だとか独身の人とかでも多少,事件にもよると思いますけども,意見とかも違うと思うんで,差し支えない程度でいいと思うんですけれども,最初にもうちょっと情報があった方がより話がしやすかったかなというのをちょっと感じたんで。強制することはないと思うんですけども,例えば子供がいるとかいないとか,具体的に言わなくてもいいですけれども,こういう関係の仕事をしているとかというのがあった上での,聞いて言わない人はいなかったんで,そういうのがあると,よりもうちょっと話がしやすかったのかなというのはちょっと感じました。以上です。

司会者

6番の方はいかがですか。

6番

私も,話しやすい雰囲気作りを裁判官の方がしてくださったので,意見を 言いやすかったし,その場がすごく居心地は良かったです。

司会者

この辺り、評議について参加者の方から何か質問はありますか。

平野裁判官

裁判官の平野と申します。評議の中で、多くの裁判官は刑を決めるときに、 行為に関する事情を見てもらって、大体そのグラフの中で重い部類とか軽い 部類とか中ぐらいの部類とかというのをまず考えてもらって、その後、行為 以外の事情を踏まえて最終的な刑を考えていきましょうというようなことを 説明しているんじゃないかと思うんです。その辺りの説明の内容というのは、 聞いて理解できたかとか、仮に理解はできたけど自分の中でなかなかうまく 区別が難しかったとか、あるいはもうちょっと何か説明とかが欲しかったと か、その辺りの御感想をお聞きできればと思っております。よろしくお願い します。

司会者

1番の方からお願いできますか。

1番

それは説明はちゃんとありましたので、グラフで、こういう場合は何年でした、こういう場合は何年でしたという事例をいっぱい挙げていただきましたので、では私たちの事件はどれに該当するのかなと思ってみんなで話し合ったので、問題はなかったと思います。

司会者

2番の方いかがでしょうか。

2番

グラフなどを見せていただいて、結果としては非常にシンプルに出来上がってるんだなというふうに感じました。どうすれば懲役何年とかというのを導き出すんだろうというのをずっと疑問に思っていましたので、逆に言うと、過去の事例を基にこのぐらいの範囲内ですと言われて淡々と決めていくような形だったので、ちょっと肩すかしを食らった感はありました。以上です。

司会者

3番の方はいかがですか。

3番

皆さんと同じようにグラフを使って、こういう事例ではこういうふうになりましたというのを全部説明していただいたので、それはすごく分かりやすかったです。

司会者

4番の方はどうですか。

4番

私も同じですね。分かりやすかったです。

司会者

6番の方,どうですかね。

6番

私も分かりやすかったです。進行するのもすごく悩んで、皆さん多分悩んだと思うんですけど、その悩む時間をみんなで考えられたので大丈夫でした。

司会者

私の方で伺っておきたいのは、全体的なスケジュールですね。最初に御紹介したとおり、今回来ていただいている皆さんは、一番短い場合で5日間ですかね、それから長い方ですと10日にわたるような裁判でもあったんですけど、全体的なスケジュールとして、もう少し短くてもよかったんではないか、あるいはちょっとこれだと短過ぎたんじゃないかとか、その辺りのスケジュール感は、皆さんどうでしたか。

1番

10時からでしたっけ、始まるの。9時半でしたっけ。

司会者

朝から夕方も含めて。

1番

私たちは5時まできっかりありましたので、きっかりあったから大変でしたけれども。8日間だったんですけど7日間はきっかりあって、1日だけ半日ぐらいだったと思うんですけども、ちょうど良かったんじゃないかなと思います。

司会者

2番の方、スケジュール的なところとかも含めてどうですか。

2番

10日間あったんですけれども、やる内容と話し合うボリュームで言うと ちょうど良かったかなというふうに思います。ただ、公判の方を先に全部や って、その後、評議になるので、その公判を全部聞いてから評議に移るに当 たって、忘れてしまったりとか漏れてしまうところが結構あったので、そこ を補完するのがすごく大変でした。以上です。

司会者

3番の方はいかがですか。

3番

時間的にはちょうど良かったと思います。特に問題なかったかなというふ うには思いました。

司会者

4番の方はいかがですか。量刑のところが中心の事件で、全体として5日間ぐらいだったんですけれども。

4番

水木金で土日挟んで月曜日が判決だったんで, そんなに長くないあれだっ たんで, 私は良かったです。

司会者

6番の方はいかがですか。

6番

前もって日程は決まっていたので、私もそんなに問題はなかったです。

司会者

残り僅かですけれども、今度は実際に加わられた事件はひとまず離れて、 裁判員制度への全般的な感想ですね。経験されて裁判員制度について感じら れた点、裁判員裁判を経験する前と後の裁判に対する考え方とかで何か違い が生じてきたかどうか、あるいは裁判員裁判を御自身で経験されて、何か考 え方とかそういったもので変わってきた点、得られた点などがあったかどう かという、その辺りの全般的な感想等を御紹介していただければと思ってお ります。

1番

私たちが評決を出して裁判が終わりますよね。その後に弁護人側から控訴

というのがあると思うんですけども、そのことは全く私たちには入ってこないんです。私インターネットもしないので、その後どうなっているのか全く分からなくて、今日初めて聞いたんですけども。そのことを知ることはできますか。裁判やって、終わって、その後のことを知りたいと思った場合はどうすればよろしいんですか。それからもう一つ。いっぱいあったんですね。被告人の四つの起訴があったんですけれども、覚せい剤だったんですよ。覚せい剤なのに、もちろん殺人未遂だったんですけども、その覚せい剤をどこからもらって誰から買ってということは一つも話題にはならなかったんです。そういうことはどうなるんですか。そういうことは考えないんですか。覚せい剤って、警察では麻薬係ってあるでしょう。そういうのが動くのかなと思ったんですよね。でもそれが分からない。動いたのかも動かないのかも分からない。

司会者

事件が上訴審でどうなったかや、事件関係の中で出てきた話とかで、その後、何か追加で捜査されたかとか、そういったところで気になったところとかが幾つか出てきたりしたという、そういった話ですか。

1番

はい。ただ殺人未遂だけで終わっちゃったということでいいのかなと思って。せっかくこういういい例が、悪い例ですけども、買いに来たとか売りに来たとかいうところが何回も出てきたんですね。その人たちをもう一回、覚せい剤の班が聞きに行くとかすれば、どこから手に入って、どこからというのが分かると思うんですよね。この事件と関係なく。でも、そういうことをしたのかなと不思議に思ったんです。ということと、その後のことをどうしたら分かるのかなって。

司会者

事件を通じて知ったことで、その後どうなったかなとか、そういうふうに

関心が行くようになったということですかね。

1番

はい。

司会者

2番の方,実際に今回の経験で何か感じられた点,特にこの制度について 考えられた点とか感じられた点というこの辺りいかがですかね。

2番

一言で言うと非常に面白かったです。こんな言い方が正しいかどうか分からないんですけれども。他の方々の話を聞いて、多分自分が担当した事件というのは、何かそれほど血なまぐさいような話でもなく、往々にして身近にあり得る、発生するようなことだったので、その内容が一つ一つパズルのピースが集まるような形で物事が判明していくという過程を知ることができたというのは、非常に面白い経験をさせていただいたなというふうに思いました。一方で、裁判員制度というものに対して全く知識もなければ、突然自分の身に降ってきたような話ですので、裁判員裁判が終わった後は、他の知り合いであったりとか仲間に、こういうことを経験してきたよ、こういうことをやったんだよみたいな、少しずつ裏側というか、こんな感じだった、こうやって決められたんだという話をして、ちょっとずつ周りに伝播させていくのも役目かなと思いましたんで、積極的に話すようにしています。以上です。

司会者

ありがとうございます。それでは3番の方はいかがですか。

3番

裁判員というのを通知が来るまでよく分かってなかったなというのが感想です。それと本当にいい経験をさせていただいたなという感じで思ってます。 裁判に携わっている間、何か一瞬ふっと気を抜くと、事件のことがずっと頭の中にあるので出てきて、あれはどうだったんだろう、ああいうふうに聞い てもらえば良かったとかというような感じで、ずっとその裁判をやっている間は1日そんな感じで、家に帰ってからもずっと残って、頭の中でいろんなことを考えたりとかというふうな形でなってたので、殺人事件でもあったので、ちょっとその辺は苦しかったなという思いはあります。あと、1番の方が言ったとおり、その後そのまま私たちが出した刑を受け入れてくれたのかというのはやっぱり気になって、ネットで調べたりしても、判決はきちっとネットには載ってるんですけど、その先が載ってなくて、せめてどうなったか、その先、受け入れたのか、はじいたのかぐらいは何か知る方法が欲しいなというふうに思いました。2番の方が言ったとおり、私もすごくいい経験ができたと思っているので、周りに、こんなことをやってきた、こういう感じで良かった、絶対やった方がいいよというのは言っているので、もう少し裁判員というのはいい経験になるというのを広めていただけたらなというふうに思っております。以上です。

司会者

4番の方はいかがですか。

4番

私も裁判員をやってからちょっとニュースを見る目が違ったというか、どこどこで裁判員裁判がありましたと言ったら、ふっと見たりとか、この間の相模原のとかも何か裁判員裁判でやるなんていうのを聞くと、こんな事件だったら大変だろうなとか、あと自分が担当したのと同じようなニュースがテレビでやって、どれくらいの刑が出たなんていうと、ああ、これでこれぐらいかなんて、ちょっとやっただけですごく分かったような感じになって、またニュースを見る目も変わってきたんで、そういう面でもやっぱりいい経験になったと思っています。

司会者

ありがとうございます。それでは6番の方いかがですか。

6番

私も初めは何か不安しかなかったんですけど、御案内してくれる係の方や 裁判官の方がとても親切だったのでほっとしたのと、あとあまり身近に感じ られないので、私も経験したことを、最初はちょっと嫌だなと思ってたんで すけど、終わってみたらすごく良かったなと思うので、それを身近な人に話 したりとかして。やっぱり家族とかにも、娘がいるんですけど、この件だけ じゃなくて、ニュースとか見てたりしても、何かこうなのかなとか意見を言 い合ったりとかなので、すごく良かった、いい経験になりました。

司会者

ありがとうございます。裁判員制度は今、制度が始まって9年経とうとしているところで、我々の方でもこういった意見交換会で伺った内容を踏まえて、次の裁判につなげていきたいというふうに考えているところなんですね。ただ、一方で、この年数を経るにしたがって、辞退率が上昇したり、あるいは当日出席してくださる方の率が若干減ってきたというような統計もあるので、より幅広い人に参加していただけるようにしていくためのアイデアを伺いたいと思っております。

1番

私の友達はやりたいと言っているんです。なのに来ない。だから、やりたい人がそうやっているんですから、そういう人たちを候補に挙げてもいいと思います。そういう人たちのところには来なくて、やりたくないという人たちのところに来るんですよね。だから、正義に向かってやるんだという人がたくさん周りにいますので、そういう人たちが立候補するような、そういう何か案があればいいなと思います。

司会者

今,制度の方が抽選でという形になっているので,なかなか今の制度の中では難しいですね。ただ,社会の中でもそういうふうに思ってくださる方が

相当数いらっしゃるということですね。ありがとうございます。

最後に、今回伺わせていただいた内容は最終的に裁判所のウェブサイトの 方でも公開することを予定しておりますので、一言ずつで構わないので皆さ んの方から何か今後の裁判員になられる方へのメッセージを頂けないでしょ うか。

6番

私も何もあまり知らないから不安で、多分そういう名簿に載りますよという時点でもすごく不安な方がたくさんいると思うんですけど、今思うと何がそんなに不安だったのかもちょっと分からないぐらいなんで。その私が、今思い返してみると何てすごく分かりやすい冊子なんだと思って。なので、そんなに何か不安がらなくてもいいのかなと思います。

司会者

ありがとうございます。4番の方お願いします。

4番

私も同じで、最初は当たらないことだけを願ってきたくじ引きだったんですけども、やってみてすごくいい経験にもなったし、こうやって弁護士の方とか検察官とかいろんな方と接する機会はなかったのに、テレビでだけ見るあれだったのに、実際こういう話合いみたいなのが経験できたのはとてもいい経験になったので、なった人は、もし来たら不安がらないでということですね。

司会者

ありがとうございます。3番の方お願いできますか。

3番

大変ですが、やる価値はあると思います。本当に不安で分からないことだらけでも、裁判所の方が全部教えてくださいますし、裁判官が全部きちっと 説明してくださるので、不安がらずにやってみることだと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは2番の方お願いします。

2番

非常にいい経験になりますので、当たったら積極的にやった方がいいかなというふうに思います。個人的には最後抽選のときに当たらないかなと普通に思いながらやってましたので、当たりを引いた感は非常にありました。ただ、ものすごくストレスがたまるものだったので、いい経験ができる分ちょっと身構えないと、誰かの人生を変えるようなことをしているので、そこは責任を持ってやった方がいいんじゃないのかなというのをすごく感じました。以上です。

司会者

では、最後に1番の方お願いいたします。

1番

私でもできるのですから、是非皆さんもやってみた方がいいと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、時間を取っていただきまして、経験者の皆様には本当にどうもありがとうございました。我々法曹三者の方でも、最初にも申し上げたように、まだまだレベルアップしていかなければいけないというふうに考えておりますので、今日頂いた意見を参考にしながら、この裁判員制度をより良いものというふうにしていきたいと思っております。本日は本当にどうもありがとうございました。これで意見交換会の方は終了とさせていただきます。

以上